

債務整理と和解(1) : ①名古屋高金沢支判平27・11・25、②最一小判平29・7・24の背景事情

七戸, 克彦
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/1917872>

出版情報 : Citizen & Law. 109, pp.56-71, 2018-02-01. 民事法研究会
バージョン :
権利関係 :

短期集中連載

債務整理と和解(1)

——①名古屋高金沢支判平 27・11・25、
②最一小判平 29・7・24 の背景事情——

九州大学教授 七戸克彦

1 はじめに

筆者は、「現代消費者法」36号(平成29年9月号)に、二つの過払金返還請求事件——①名古屋高金沢支判平27・11・25と②最一小判平29・7・24——に関する判例評釈を寄稿したが(以下、「前稿」)「①事件」「②事件」という(注1)、誌面の制約上、両判決の位置づけを理解するために作成した過去の裁判例の一覧表を掲載することができなかった。

そこで、本連載では、この一覧表を用いて、従来の裁判例の流れの中における、両事件判決の位置づけ・評価に関して、あたらめて考察を試みることにしたい。なお、参照した裁判例が大量であるため、〈表1〉については、①平成25年以前と②平成26年以降の二つに分けて、本号と次号(110号)に分割掲載し、〈表2〉については、次々号(111号)の掲載に送ることとする。一覧性に欠ける結果となり、読者諸賢にはご不便をおかけするが、何卒お許しいただきたい(注2)。

(1) ①事件・②事件の概要

①事件・②事件は、いずれも平成26年の同時期に富山地方裁判所に提起され(①事件第1審の事件番号は平26(ワ)246、②事件第1審の事件番号は一つ手前の平26(ワ)245)、被告貸金業者は別会社であるが、原告債務者は同一人物、原告を代理して和解契約を締結した司法書士も同一人物、原告訴訟代理人として訴訟を提起し、司法書士の行った和解契約の弁護士法72条違反無効を主張した弁

護士も同一人物であることを、前稿執筆後に知った。

しかのみならず、①事件並びに②事件の第1審判断を覆し、上記原告側の主張を認めて過払金返還請求を認容した名古屋高等裁判所金沢支部の裁判長裁判官も同一人物であったが、こうした事件関与者らの個人的な属性や関係性を論ずることは、本稿の目的とするところではない。ここでは、両事案が同じ債務者に対して同じ司法書士が行った一連の債務整理事件であり、また、和解契約の効力否定の主張も、これに対する控訴審の判断も、同じ弁護士・同じ裁判官によって行われたことについて、注意喚起するにとどめる。

(A) 従来の判例・学説の立場

両事案に立ち入る前に、まず、弁護士法72条違反の行為の私法上の効力に関する従来の判例・学説の立場を確認しておく。

本人Xと相手方Yとの間の法律事件に関して、非弁護士Zが、弁護士法72条に違反して(a)Xから依頼を受け、(b)Xを代理してYとの間の法律事務を取り扱った場合、(a)XZ間で締結された委任契約は有効か(以下、「内部関係」の問題という)。(b)ZがXを代理して行ったXY間の契約は有効か(以下、「外部関係」の問題という)。

(a) 内部関係(委任契約の効力)

まず、XZ間の委任契約に関して、最一小判昭38・6・13民集17巻5号744頁は「民法90条に照しその効力を生ずるに由なきもの」としていた(公序良俗違反無効説)。

(b) 外部関係（代理行為の効力）

一方、非弁護士Zが本人Xを代理して相手方Yとの間で行った行為（外部関係）のうち、①訴訟行為の効力に関しては、刑事訴訟はもちろん、民事訴訟に関しても、判例は、弁護士法72条が公益規定であることから直ちに無効の結論を導く立場（公益規定違反無効説）をとっている（注3）。

だが、これに対して、ZがXを代理して行った②私法行為の効力に関して判示した最高裁判例は、これまで存在していなかった（注4）。①事件・②事件では、この点が争点となったものである。

(B) ①事件・②事件の裁判所の判断

①事件・②事件のそれぞれの裁判所の判断を整理すれば、以下ようになる。

(a) ①事件第1審判決

①事件第1審判決（富山地判平27・7・30判時2310号93頁）は、認定司法書士Zに対する弁護士法72条違反の委任契約およびこれに伴う代理権授与は無効であるとしつつ（XZ間の内部関係につき無効説）、ZがXを代理して行った和解契約の効力に関しては、和解契約の内容が「公序良俗違反の性質を帯びるに至るような特段の事情のある場合は別として、……直ちに無効であるとするとはできない」とした（XY間の外部関係につき原則有効説）。ただ、この点に関して、同判決は、「本件司法書士による本件和解契約の締結は、その内容が公序良俗違反の性質を帯びるに至るような特段の事情のある場合には当たらず、したがって、Xにおいて本件和解契約の無効を主張することは信義則に反し許されないと認めるのが相当である」という微妙な言い回しをしている。

(b) ①事件控訴審判決

これに対して、①事件控訴審判決（前掲・名古屋高金沢支判平27・11・25）は、「本件和解契約は弁護士法72条本文に違反した委任契約に基づいて締結されたという点で無効の瑕疵を帯びるものであり、かつ、同条は公益規定であるから、その事由によって当然に本件和解契約が公序良俗に反するなどとはいえないとしても（本件和解契約が公序良俗に反すると認めうる事情はない）、その無効主張が信義則違反とされて封じられること

は、それがやむを得ないと認められる特段の事情がある場合に限られるというべきである」としたうえ、「Xが本件和解契約の無効を主張することが、信義則に反し許されないと解することはできない」と結論づけた。弁護士法72条が公益規定であることを根拠に、XZ間の委任契約（内部関係）、ZがXを代理して行ったXY間の和解契約（外部関係）の両者とも、公序良俗に反していなくても無効になるとし（公益規定違反無効説）、しかも、この無効を主張することは信義則に反しないとする立場である。

(c) ②事件第1審判決

②事件第1審判決（富山地判平27・12・25金商1523号16頁）の裁判官は、上記(a)①事件第1審の裁判官と別人であるが、1カ月前に出た①事件控訴審判決を意識したであろう。同判決は、本人（第1審判決後に破産手続開始決定を受け、控訴審より破産管財人が訴訟承継していることから、以下、本人をA、破産管財人をXと表記する）と認定司法書士Zとの間の委任契約締結の事実を認定しつつ、しかし「本件和解契約はA本人が、和解契約の内容を、自分の意思で、Zの意思を介在させずに決定し、締結したものとイえる。なお、Zは、Aの意思決定の後にYに対して連絡をしているが、これはXの決定した意思を伝達したにすぎず、自ら本件和解に係る意思決定をしたわけではない」とした。すなわち、和解契約に関しては、本人Aが自身で締結したものであり、司法書士Zは、完成した意思の単なる伝達機関（使者）にすぎないと認定したのである。

(d) ②事件控訴審判決

しかし、その半年後に言い渡された②事件控訴審判決（名古屋高金沢支判平28・5・18金商1523号15頁。先に触れたように、裁判長裁判官は上記(b)①事件控訴審判決と同一人物である）は、本件司法書士Zを使者と認定した第1審判決を覆し、Zは代理人として和解契約を締結したと認定したうえ、「Zが代理人として本件和解契約を締結した行為は、公益規定である弁護士法72条本文に違反したものであるというべきであり、この点に関するXとの委任契約は無効であって、本件和解契約も、

そのような委任契約に基づいて締結されたという点において、無効であるというべきである」とした(上記(b)①事件控訴審判決と同じく、内部関係・外部関係とも公益規定違反無効説)。

(e) ②事件最高裁判決

だが、②事件最高裁判決(前掲・最一小判平29・7・24)は、「認定司法書士が、報酬を得る目的で業として司法書士法3条1項7号に規定する額である140万円を超える過払金の返還請求権につき裁判外の和解をすることについての委任契約を締結することは、弁護士法72条に違反するものであって、その委任契約は、民法90条に照らし無効となると解される」とし(内部関係につき公序良俗違反無効説)、和解契約に関しては「公序良俗違反の性質を帯びるに至るような特段の事情がない限り、無効とはならないと解するのが相当である」とした(外部関係につき原則有効説)。すなわち、最高裁判所は、①事件および②事件における名古屋高等裁判所金沢支部の立場(上記(b)(d)内部関係・外部関係ともに公益規定違反無効説)を否定したのである。

(2) 事案解明に必要な視点

以上の裁判所の結論と法律構成の妥当性を判断する際には、以下の視点(A)(B)(C)が必要かと思われる。

(A) 債務整理の和解を覆す手法

まず、前稿でも指摘したように、①事件・②事件は、和解の方法によっていったん決着をみた債務整理を、和解の効力を否定することを通じて「振り出し」に戻す手法の当否が問われた事案である。

貸金業法旧43条1項(みなし弁済)の適用を制限した最二小判平18・1・13民集60巻1号1頁の結果(その後みなし弁済制度は廃止された)、みなし弁済が存在しなかったことを前提に過払い分につき不当利得返還請求が可能な事案は格段に増加した。

だが、同判決以降に生じた過払いバブルは長くは続かない。未処理の案件は次第に尽き始める。そのため、新規事件の開拓方法として考案されたのが、過去に和解によって処理された案件について、和解の効力を否定して未処理の状態にリセッ

トすることで、過払金返還請求をやり直す手法であった。

(a) 錯誤無効

しかし、〈表1〉から知られるように、債務者の勝訴率は、必ずしも高くない。その理由は、債務者の主張する和解の効力否定原因が、錯誤無効の場合が多いからである。当事者が争いの対象とし、互譲によって決定した事項については、和解の確定効(民法696条)によって錯誤主張が封じられる。

(b) 和解の不成立・不該当・対象外

そのため、債務者自身が貸金業者と今後の弁済計画に関する書面を取り交わしていた事案においては、①当該書面につき合意していない(和解契約の不存在・不成立)、②当該書面は和解契約ではない(和解契約の不該当)、③当該書面では過払金返還請求権の放棄については合意していない(和解契約の対象外)といった主張が、多く行われる。

(c) 和解の詐欺取消し等

このほか、民法96条の詐欺・強迫取消しや、消費者契約法4条1項(1号の不実告知・2号の断定的判断の提供)取消し・2項(不利益事実の不告知)取消しが主張されることもあるが、しかしながら、これらの主張が認められた事案は、ほとんど存在しない。

(d) 和解の強行法規違反無効

また、①貸金業法・利息制限法の公益規定性を理由とする無効主張も多いが、この主張が認められた例もほとんど存在しない。さらに、②貸金業法・利息制限法の公益規定性から公序良俗違反を導き、あるいは単に公序良俗違反無効のみが主張される場合も多いが、これを認めた例もまた、ほとんど存在しない。

こうした状況下において、従来の一般的理解によれば、絶対無効の強力な効果が導かれるところの弁護士法72条違反は、和解契約の効力を否定できる最も確実な方法であり、その結果、和解により決着した債務整理を再び掘り起こすターゲットとして浮上したのが、①事件・②事件のような、認定司法書士が締結した裁判外の和解であった。

(B) 士業法違反の行為の私法上の効力

だが、同じ公益規定でありながら、貸金業法・利息制限法違反の行為については、①事件・②事件で名古屋高等裁判所金沢支部が弁護士法72条違反について採用したような公益規定違反無効説はとられていない。他方、②事件で最高裁判所が採用した原則有効説（「公序良俗違反の性質を帯びるに至るような特段の事情」のない限り有効説）は、司法書士法違反の和解契約の効力に関する判例（注5）の立場を、弁護士法72条にも推し及ぼしたものであった。それゆえ、ここでは、すべての士業法、さらには「取締規定と効力規定」の一般論点との関係で、整合性のとれた弁護士法72条の解釈が求められる。

(C) 本人契約と代理人契約

以上のほか、②事件に関しては、本件和解契約は、あくまでも本人Aが行った契約であり、司法書士Zは使者にすぎないとみるか（第1審判決）、司法書士Zが代理人として行ったとみるか（控訴審・上告審判決）の認定問題が存在した。

司法書士が使者として本人の和解契約に助力することは、すべての司法書士が行うことのできる書類作成業務や相談業務（司法書士法3条1項4号・5号）を通じた本人訴訟支援と同様のもので、過去の裁判例の中にも、司法書士の作成した和解書による裁判外の和解を、本人契約と認定した例がある（注6）。

しかし、その一方で、本人訴訟あるいは本人による和解契約が、実質的に司法書士が当事者本人を代理して行ったものと同視できる場合には無効である旨を判示した裁判例もあり（注7）、本人自身による行為か司法書士による代理行為かの判断・認定は、実際問題として極めて微妙である。

(3) 本連載次回・次々回の予定

①事件・②事件で裁判所の判断が変転した理由も、前記(2)(A)(B)(C)の諸点に関する評価・判断の困難性に直面したためと考えられる。

そこで、本連載では、次回（110号）において①債務整理の和解を覆す種々の手法につき、次々回（111号）において②弁護士法72条違反その他士業法違反の行為の私法上の効力と③本人の行

為・代理人の行為の識別問題につき、順次検討を加えていくことにしたい（注8）。

〔注1〕〔前稿〕七戸克彦「判批」現代消費者法36号（平成29年）97頁。〔①事件〕名古屋高金沢支判平27・11・25判時2310号90頁、本連載(2)（本誌次号）〈表1②〉【435】判決。〔②事件〕最一小判平29・7・24判時2351号3頁、裁時1680号1頁・金商1523号8頁・本誌107号72頁・金商1527号24頁・登記情報673号82頁（民集掲載予定）、本連載(2)〈表1②〉【485】判決。

〔注2〕なお、〈表1〉〈表2〉掲記の裁判例のうち、判例データベース（①裁判所ウェブサイト、②TKC（LEX/DB）、③LLI（判例秘書）、④Westlaw Japan、⑤D1-Law.com（判例体系）の5種類を使用した）収録判例に関しては、事件番号のみを掲記する。

〔注3〕学説・判例の詳細については、さしあたり、日本弁護士連合会調査室編著『条解弁護士法〔第4版〕』（弘文堂、平成19年）627頁以下参照。

〔注4〕一方、学説では、日本弁護士連合会調査室編著・前掲（注3）631頁以下が、①訴訟行為と同様、無効説（公益規定違反無効説）をとる。

〔注5〕最三小判昭46・4・20民集25巻3号290頁。

〔注6〕東京地判平26・1・22平25(ワ)1395、本連載(2)〈表1②〉【265】判決。

〔注7〕富山地判平25・9・10判時2206号111頁・金法1996号131頁・本誌86号66頁、大阪高判平26・5・29民集70巻5号1380頁（和歌山訴訟控訴審判決）。

〔注8〕なお、②事件に関する前掲（注1）金商1527号24頁「Comment」および登記情報673号82頁「解説」（同文）は、本文に掲げた論点のうち、もっぱら(B)弁護士法72条違反の問題を論じているが、筆者は、①事件・②事件の本質部分は、(A)債務整理の和解の覆滅の可否にあると考えている。

表1① 債務整理の和解の効力が争われた事案：①平成25年以前

(白抜き)：債務者勝訴、網掛け：債務者敗訴)

	判決月日・出典	和解契約者	裁判所の判断
【平成14年】			
[1]	東京地判平14・10・22 平14(ワ)4848	本人	旧債務の時効消滅(否定)→和解契約の①錯誤無効(否定)、②詐欺・強迫取消し(否定)
[2]	東京地判平14・12・19 平13(ワ)26458	本人	金銭消費貸借の民法90条違反無効(肯定)→和解契約の民法90条違反無効(肯定)
【平成15年】			
[3]	東京地判平15・4・24 平14(ワ)21244	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(肯定)→和解契約の無権代理(肯定)
[4]	東京地判平15・6・12 平13(ワ)28161	本人	金銭消費貸借の民法90条違反無効(否定)→和解契約の虚偽表示無効(肯定)
[5]	東京地判平15・7・22 平14(ワ)12682	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(肯定)→和解契約の無権代理(肯定)
[6]	東京地判平15・10・20 平14(ワ)13526	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(否定)→和解契約の利息制限法違反無効(否定)
[7]	東京地判平15・12・15 平14(ワ)26701	本人	和解契約の利息制限法違反無効(肯定)
【平成16年】			
[8]	東京地判平16・1・15 平14(ワ)22173	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(肯定)→和解契約の無権代理(肯定)
[9]	東京地判平16・3・19 平15(ワ)22389	本人	和解契約の出資法違反・公序良俗違反無効(肯定)
[10]	東京地判平16・7・27 平16(ワ)4549	本人	和解契約の不該当(肯定)
[11]	東京地判平16・8・31 平15(ワ)10973	本人	和解契約の錯誤無効(否定)
[12]	東京地判平16・9・29 平16(レ)58(控訴審)	本人	和解契約の対象外(肯定)
[13]	東京地判平16・11・12 平16(ワ)8670	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(肯定)→和解契約の無権代理(肯定)
[14]	東京地判平16・11・19 平15(ワ)8467・平15(ワ)28205	本人	和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(判断せず)
[15]	東京地判平16・11・29 消費者法ニュース62号63頁	弁護士	弁護士による和解契約の錯誤無効(肯定)→不当利得返還請求(肯定。和解を行った弁護士自身による請求も信義則に反しない)
[16]	東京地判平16・12・10 平16(ワ)15017	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【平成17年】			
[17]	東京地判平17・2・25 平16(ワ)3565	弁護士	和解契約の①錯誤無効(肯定)、②民法101条2項本文類推適用(肯定)
[18]	東京地判平17・2・28 平16(ワ)1877	弁護士	和解契約の①利息制限法違反無効(否定)、②故意否認(否定)
[19]	東京地判平17・3・30 平16(ワ)9126	弁護士	和解契約の錯誤無効(肯定)
[20]	名古屋地判平17・5・24 消費者法ニュース64号92頁	本人	貸金業法13条違反の貸付の公序良俗違反無効(肯定)→訴訟上の和解・裁判外の和解の公序良俗違反無効(肯定)

[21]	東京地判平17・8・31 平16(ワ)4366	本人	和解契約の①不成立(肯定)、②民法90条違反無効(判断せず)
[22]	東京地判平17・8・31 平16(ワ)24798	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(否定)→和解契約の無権代理(否定)
[23]	東京地判平17・10・21 判タ1224号263頁	弁護士	和解契約の①利息制限法違反無効(否定)、②強迫取消し(否定)、③公序良俗違反・信義則違反無効(否定)
[24]	東京地判平17・10・27 平16(ワ)22796	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(否定)→和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(判断せず)
[25]	向日町簡判平17・11・25 消費者法ニュース67号84頁	本人	和解契約の利息制限法違反=信義則違反無効(肯定)
[26]	東京地判平17・12・2 平16(ワ)23936	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(肯定)→和解契約の無権代理(肯定)
[27]	佐世保簡判平17・12・6 消費者法ニュース68-2号159頁	認定司法書士	和解契約の詐欺取消し(肯定)
[28]	東京地判平17・12・22 平16(ワ)22791	本人	和解契約の不成立(肯定)
【平成18年】			
[29]	東京地判平18・1・30 平16(ワ)26828	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(肯定)→和解契約の無権代理(肯定)
[30]	東京地判平18・2・13 平17(レ)401(控訴審)	本人	和解契約の不成立(否定)
[31]	東京地判平18・2・23 平16(ワ)27584	弁護士	和解契約の利息制限法違反無効(肯定)
[32]	東京地判平18・2・24 平16(ワ)21556	本人	和解契約の①不成立(否定)、②錯誤無効(肯定)、③強迫取消し(判断せず)
[33]	東京地判平18・3・16 平16(ワ)25794	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(肯定)→和解契約の無権代理(肯定)
[34]	東京地判平18・4・26 平17(ワ)2492	弁護士	金銭消費貸借の錯誤無効(否定)→弁護士への委任契約の錯誤無効(否定)→和解契約の①錯誤無効(判断せず)、②詐欺取消し(判断せず)
[35]	東京地判平18・4・27 平17(ワ)10913・平18(ワ)1671	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(肯定)→和解契約の無権代理(肯定)
[36]	東京地判平18・4・28 平17(ワ)16201	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(肯定)→和解契約の無権代理(肯定)
[37]	和歌山地新宮支判平18・5・25 消費者法ニュース69号103頁	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(肯定)
[38]	沖縄簡判平18・6・27 消費者法ニュース70号93頁	認定司法書士	民事調停法17条決定の対象外(肯定)
[39]	東京地判平18・8・30 平18(ワ)2646・平18(ワ)12275	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(否定)→和解契約の①無権代理(否定)、②錯誤無効(否定)
[40]	大阪地判平18・9・13 平17(ワ)7103	本人	民事調停法17条決定の①錯誤無効(否定)、②対象外(肯定)
[41]	東京地判平18・9・13 平18(ワ)1425	破産管財人	民事調停法17条決定の①利息制限法違反無効(否定)、②錯誤無効(否定)
[42]	東京地判平18・9・29 平17(ワ)732	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(肯定)→和解契約の無権代理(肯定)→不当利得返還請求(肯定。信義則に反しない)
[43]	東京地判平18・10・13 平18(ワ)963	弁護士	和解契約の①錯誤無効(否定)、②利息制限法違反無効(否定)

【平成19年】			
【44】	東京地判平19・1・31 平18(ワ)2903	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(否定)→和解契約の①利息制限法違反無効、②錯誤無効、③詐欺取消し、④否認権行使(すべて否定)
【45】	東京地判平19・4・23 平19(レ)6(控訴審)	弁護士	和解契約の①利息制限法違反無効(否定)、②委任契約の錯誤無効による無権代理(否定)
【46】	那覇地判平19・5・9 消費者法ニュース72号146頁 (控訴審)	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(肯定)
【47】	東京地判平19・7・27 平18(レ)295(控訴審)	本人	裁判上の和解の錯誤無効(否定)
【48】	東京地判平19・10・29 平18(ワ)12228	弁護士	和解契約の不成立(肯定)
【49】	大阪簡判平19・11・14 消費者法ニュース75号87頁	本人	和解契約の利息制限法超過部分の無効(肯定)、貸金業者の錯誤無効(否定)
【50】	大分地判平19・12・17 判タ1270号320頁(控訴審) 梶智紀「批判」平20主判解24頁	本人	民事調停法17条決定の①錯誤無効(否定)、②公序良俗違反無効(否定)
【51】	東京地判平19・12・21 平18(ワ)28961	弁護士	和解契約の①錯誤無効(肯定)、②詐欺取消し(判断せず)
【52】	東京地判平19・12・27 平19(ワ)8930	本人	和解契約(過払金返還請求権の放棄の意思表示)の①不該当・無効(否定)、②強迫取消し(否定)、③利息制限法違反無効(否定)
【平成20年】			
【53】	東京地判平20・2・21 平18(ワ)70044	本人	和解契約の①不成立(否定)、②心裡留保無効(否定)、③利息制限法違反・公序良俗違反無効(肯定)
【54】	東京地判平20・6・13 平18(ワ)9292	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(否定)→和解契約の錯誤無効(否定)
【55】	東京地判平20・6・24 平19(ワ)34179	弁護士	和解契約の錯誤無効(肯定)
【56】	東京地判平20・6・27 平19(ワ)20334	弁護士	和解契約の①不成立(否定)、②利息制限法違反無効(否定)、③錯誤無効(否定)
【57】	東京地判平20・7・29 平20(ワ)6669	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定。主張・立証がない)
【58】	東京地判平20・10・7 平20(ワ)19361	本人	調停手続中における調停裁判所が関与していない和解の不成立(和解意思の不存在)(否定)
【59】	東京地判平20・10・21 平20(ワ)5394	弁護士	弁護士への委任契約の無効(判断せず)→和解契約の①利息制限法違反無効(判断せず)、②錯誤無効(判断せず)
【60】	長野地判平20・11・19 消費者法ニュース79号103頁	弁護士	和解契約の公序良俗違反無効(肯定)
【平成21年】			
【61】	東京地判平21・1・14 平19(ワ)26660	本人	・民事調停法17条決定の錯誤無効(否定) ・調停合意の錯誤無効(否定)
【62】	さいたま地判平21・1・30 平19(ワ)2229	認定司法書士	認定司法書士による和解契約の140万円超過の無権代理・無効(肯定)
【63】	東京地判平21・1・30 平20(ワ)7996	本人	和解契約の利息制限法違反・公序良俗違反無効(肯定)
【64】	東京地判平21・2・24 平20(ワ)16888	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(否定)→和解契約の錯誤無効(否定)

【65】	東京地判平21・3・19 平21(ワ)76	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(否定)→和解契約の利息制限法違反無効(否定)
【66】	東京地判平21・3・24 平20(ワ)10742	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
【67】	東京地判平21・3・25 平20(ワ)28681	認定司法書士	和解契約の利息制限法違反・公序良俗違反無効(否定)
【68】	東京地判平21・5・12 平20(ワ)3154	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(否定)→和解契約の①無権代理、②代理権濫用、③利息制限法違反無効、④錯誤無効・詐欺取消し(すべて否定)
【69】	東京地判平21・5・26 平21(レ)43(控訴審)	本人	和解契約の不成立(肯定)
【70】	東京地判平21・6・16 平20(ワ)33942	本人	和解契約の①民法90条違反無効(否定)、②錯誤無効(否定)、③詐欺取消し(否定)
【71】	東京地判平21・6・29 平20(ワ)30400	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【72】	東京地判平21・7・24 平20(ワ)28084	本人	調停合意の利息制限法違反無効(否定)
【73】	東京地判平21・7・28 平21(ワ)4815	弁護士	和解契約の①錯誤無効(否定)、②詐欺取消し(否定)
【74】	東京地判平21・7・30 平19(ワ)27911	弁護士	和解契約の①弁護士法72条違反・公序良俗違反無効(否定)、②無権代理(否定。仮に無権代理としても民法109条・110条の表見代理成立)
【75】	東京地判平21・8・25 平20(ワ)24758	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(否定)→和解契約の表見代理(肯定)
【76】	東京地判平21・8・27 平20(ワ)32444	本人	和解契約の錯誤無効(否定)
【77】	高松高判平21・9・10 消費者法ニュース87号49頁 (控訴審)	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(肯定)
【78】	東京高判平21・11・26 判タ1329号254頁・消費者法 ニュース82号85頁(差戻控訴審)	弁護士	和解契約の対象外(判断せず)→不当利得返還請求(肯定。貸金業法17条・18条所定の書面の記載要件不充足)
【79】	東京簡判平21・11・26 平21(ハ)17518	弁護士	和解契約の錯誤無効(肯定)
【80】	東京地判平21・12・9 平21(ワ)12021	本人	和解契約の①利息制限法違反無効(否定)、②公序良俗違反無効(肯定)
【平成22年】			
【81】	大阪高判平22・6・17 高民集63巻1号1頁(控訴審)	弁護士	和解契約の①利息制限法違反・公序良俗違反無効(否定)、②錯誤無効(否定)
【82】	東京簡判平22・7・27 平22(ハ)13717	弁護士	和解契約の①利息制限法違反無効(判断せず)、②錯誤無効(肯定)
【83】	東京地判平22・9・16 平21(ワ)39242	有資格者	・調停合意の錯誤無効(否定) ・民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【84】	東京地判平22・10・12 平22(ワ)11913	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【平成23年】			
【85】	東京地判平23・3・16 平22(ワ)20770	弁護士	弁護士への委任契約の不存在(否定)→和解契約の①利息制限法違反無効(否定)、②錯誤無効(否定)

【86】	東京地判平23・3・18 金法1946号140頁・金商1378号 61頁	弁護士	弁護士への委任契約の不存在(否定)→和解契約の対象外(否定)
【87】	三次簡判平23・4・25 消費者法ニュース89号71頁	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
【88】	伊万里簡判平23・4・28 消費者法ニュース90号84頁	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
【89】	長野簡判平23・5・16 消費者法ニュース88号162頁	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(肯定)
【90】	東京地判平23・5・23 平21(ワ)40615	本人	債務承認弁済契約(和解ないし準消費貸借)の錯誤無効(否定)
【91】	東京地判平23・6・17 平22(ワ)40581	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【92】	玉島簡判平23・8・19 消費者法ニュース91号75頁	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(肯定)
【93】	東京高判平23・9・9 判時2137号47頁・判タ1370号 179頁(控訴審) 田中杜太「判批」NBL977号 84頁、岡本裕樹「判批」判評 645号(判時2160号)148頁	弁護士	和解契約の①利息制限法違反無効(否定)、②錯誤無効(否定)、③事情変更解除(否定)
【94】	東京地判平23・12・8 平23(ワ)22934	県貸金業協会	貸金業協会への代理権授与の無効(否定)→貸金業協会が行った和解契約の錯誤無効(否定)
【95】	東京地判平23・12・20 平23(ワ)17648	本人	調停合意の錯誤無効(否定)
【96】	東京地判平23・12・21 平23(ワ)12872	本人	和解契約の①錯誤無効(否定)、②詐欺取消し(否定)
【97】	五所川原簡判平23・12・21 消費者法ニュース92号140頁	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
【98】	東京高判平23・12・26 判時2142号31頁(上告審) 宗宮英俊「判批」NBL981号 120頁	本人	保証債務の和解契約の①利息制限法違反・公序良俗違反・消費者契約法10条違反無効(否定)、②消費者契約法9条2項違反無効(否定)、③利息制限法4条1項制限(肯定)
【平成24年】			
【99】	東京地判平24・1・12 平23(ワ)22926	弁護士	和解契約の①不該当(否定)、②錯誤無効(否定)
【100】	東京地判平24・1・13 平23(レ)1405(控訴審)	本人	和解契約の①錯誤無効(否定)、②公序良俗違反無効(否定)
【101】	東京地判平24・1・26 平23(ワ)9681	弁護士	和解契約の①錯誤無効(否定)、②貸金業法違反・利息制限法違反無効(否定)
【102】	東京地判平24・1・26 平23(ワ)18532	弁護士	和解契約の①錯誤無効(否定)、②対象外(肯定)
【103】	東京地判平24・2・2 平23(ワ)1353	本人	和解契約の不成立(肯定)
【104】	東京地判平24・2・2 平23(ワ)27958	本人	和解契約の①不成立(否定)、②錯誤無効(否定)
【105】	東京地判平24・2・8 平22(ワ)3545	本人	民事調停法17条決定の①錯誤無効(否定)、②公序良俗違反無効(否定)
【106】	東京地判平24・2・9 平22(ワ)28378	本人	和解契約の錯誤無効(否定)

【107】	大阪高判平24・2・10 消費者法ニュース92号131頁 (控訴審)	本人	和解契約の対象外(肯定)→不当利得返還請求(肯定)。 信義則違反・権利濫用の主張排斥)
【108】	大阪地堺支判平24・2・15 平22ワ727	本人	和解契約の①公序良俗違反無効、②錯誤無効、③詐欺 取消し(②肯定、①③判断せず)
【109】	東京地判平24・2・16 平23ワ10664	本人	和解契約の①不該当(互譲要件欠落)、②錯誤無効(否 定)、③利息制限法違反無効(否定)、④消費者契約法 4条2項取消し(否定)
【110】	加古川簡判平24・2・16 平23ワ593	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
【111】	東京地判平24・2・21 平22ワ29100	弁護士	和解契約の①弁護士法72条違反・公序良俗違反無効(否 定)、②錯誤無効(否定)
【112】	東京地判平24・2・28 平22ワ25893	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【113】	東京地判平24・2・28 平23ワ35969	弁護士	和解契約の対象外(肯定)
【114】	東京地判平24・2・29 平22ワ34967	弁護士	和解契約の①錯誤無効(否定)、②公序良俗違反無効 (否定)
【115】	東京地判平24・3・8 平23ワ3343	本人	和解契約の①錯誤無効(否定)、②公序良俗違反無効 (否定)
【116】	東京地判平24・3・13 平23ワ21847	本人	和解契約の①対象外(否定)、②利息制限法違反無効 (否定)
【117】	仙台高判平24・3・14 消費者法ニュース92号149頁 (控訴審)	本人	和解契約の①不成立(否定)、②錯誤無効(肯定)
【118】	東京地判平24・3・14 平22ワ15520	本人	和解契約の①錯誤無効(否定)、②利息制限法違反・公 序良俗違反無効(否定)
【119】	東京地判平24・3・14 平23ワ20806	弁護士	和解契約の対象外(否定)
【120】	東京地判平24・3・16 平23ワ1597(控訴審)	本人	和解契約の①錯誤無効(否定)、②利息制限法違反・公 序良俗違反・信義則違反無効(否定)
【121】	東京地判平24・3・16 平23ワ16530	本人	和解契約の不存在(肯定)
【122】	東京地判平24・3・21 平23ワ18941	本人	和解契約の対象外(肯定)
【123】	東京地判平24・3・23 平22ワ30665	本人	和解契約の①利息制限法違反無効(判断せず)、②錯誤 無効(肯定)
【124】	東京地判平24・3・26 平23ワ1534・平23ワ1591(控 訴審)	本人	和解契約の①利息制限法違反・公序良俗違反無効(否 定)、②錯誤無効(否定)→不当利得返還請求(時効消 滅を理由に否定)
【125】	東京地判平24・3・27 平21ワ44445	認定司法書士	和解契約(過払金返還請求権の放棄合意)の利息制限法 違反無効(否定)
【126】	東京地判平24・3・27 平23ワ17887	本人	・和解契約の不成立(肯定) ・民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【127】	東京地判平24・3・28 平22ワ15471	本人	民事調停法17条決定の①錯誤無効(否定)、②公序良俗 違反無効(否定)
【128】	東京地判平24・3・28 平22ワ23111	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【129】	東京地判平24・3・28 平22ワ25398	弁護士	和解契約の①利息制限法違反無効(否定)、②錯誤無効 (否定)

【130】	東京地判平24・3・28 平23(ワ)17238	本人	和解契約の①公序良俗違反無効(判断せず)、②錯誤無効(肯定)
【131】	東京地判平24・3・28 平23(ワ)23772	本人	調停合意の錯誤無効(否定)
【132】	東京地判平24・3・30 平23(ワ)19512	本人	和解契約の①錯誤無効(否定)、②利息制限法違反無効(否定)
【133】	東京地判平24・4・6 平23(ワ)31892	本人	和解契約の利息制限法違反無効(否定)
【134】	東京地判平24・4・11 平22(ワ)24328	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【135】	東京地判平24・4・17 平23(ワ)13419	本人	和解契約の①不成立(否定)、②錯誤無効(否定)
【136】	東京地判平24・4・25 消費者法ニュース92号136頁	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(肯定)
【137】	東京地判平24・4・26 平23(ワ)23435	本人	和解契約の錯誤無効(否定)
【138】	東京地判平24・4・26 平23(ワ)25740	本人	和解契約の①錯誤無効(肯定)、②利息制限法違反・公序良俗違反無効(判断せず)
【139】	東京地判平24・4・27 平23(レ)1427(控訴審)	本人	和解契約の①利息制限法違反無効(否定)、②錯誤無効(否定)
【140】	東京地判平24・5・7 平23(ワ)25403	本人	和解契約の錯誤無効(否定)
【141】	東京地判平24・5・17 平23(ワ)26627	本人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(肯定)
【142】	東京地判平24・5・18 平24(レ)155(控訴審)	本人	和解契約の①不該当(肯定)、②利息制限法違反無効(判断せず)、③錯誤無効(判断せず)
【143】	東京地判平24・5・22 平23(レ)1173(控訴審)	本人	和解契約の①詐欺取消し(判断せず)、②錯誤無効(肯定)
【144】	東京地判平24・5・29 平23(ワ)32254	本人	調停合意の①対象外(否定)、②錯誤無効(肯定)
【145】	東京地判平24・5・30 平22(ワ)19662	弁護士	和解契約の①利息制限法・公序良俗違反無効(否定)、②錯誤無効(否定)
【146】	東京地判平24・5・30 平23(ワ)21059	本人	和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(肯定)、③利息制限法・公序良俗違反無効(判断せず)
【147】	東京地判平24・5・30 平23(ワ)38902	本人	和解契約の利息制限法違反無効(肯定)
【148】	東京地判平24・6・8 平23(ワ)30879	弁護士	和解契約の①利息制限法違反無効(否定)、②錯誤無効(否定)
【149】	東京地判平24・6・11 平22(ワ)11330	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(否定)→和解契約の錯誤無効(否定)
【150】	東京地判平24・6・11 平23(ワ)35660	本人	裁判上の和解の錯誤無効(否定)
【151】	東京地判平24・6・14 平23(ワ)19156	本人	和解契約の①錯誤無効(肯定)、②利息制限法・公序良俗違反無効(肯定)
【152】	東京地判平24・6・14 平23(ワ)38245	本人	・和解契約の①利息制限法違反無効(判断せず)、②錯誤無効(肯定) ・調停合意・民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【153】	東京地判平24・6・15 平23(ワ)17927	本人	和解契約の不該当(否定)

【154】	東京地判平24・6・15 平24(ワ)1521	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【155】	東京地判平24・6・19 平23(ワ)13908	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
【156】	大阪高判平24・6・21 金法1960号133頁(控訴審) 岡田愛「判批」京女法学9号 117頁	本人	和解契約の①錯誤無効(否定)、②利息制限法・公序良俗違反無効(否定)
【157】	東京地判平24・6・22 平23(ワ)1327	弁護士	和解契約の①利息制限法・公序良俗違反無効(否定)、 ②錯誤無効(否定)
【158】	横浜地判平24・6・26 消費者法ニュース93号75頁 (控訴審)	本人	和解契約の消費者契約法4条1項1号取消し(肯定)
【159】	東京地判平24・6・26 平23(ワ)20377	弁護士	和解契約の利息制限法違反無効(否定)
【160】	山口地裁支判平24・6・29 平23(ワ)44	本人	和解契約の①対象外、②利息制限法違反無効、③消費者契約法10条違反無効・錯誤無効、④詐欺取消し・消費者契約法4条2項取消し(③肯定、①②④判断せず)
【161】	東京地判平24・7・5 平24(レ)458(控訴審)	弁護士	和解契約の①利息制限法・公序良俗違反無効(否定)、 ②錯誤無効(否定)
【162】	東京地判平24・7・6 平23(ワ)17112	本人	和解契約の①錯誤無効(否定)、②利息制限法・公序良俗違反無効(否定)
【163】	東京地判平24・7・9 平23(ワ)27362	本人	和解契約の①錯誤無効(否定)、②利息制限法・公序良俗違反無効(否定)
【164】	東京地判平24・7・20 平23(ワ)20407	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【165】	東京地判平24・7・23 平23(ワ)30323	弁護士	和解契約の①利息制限法違反無効(判断せず)、②錯誤無効(肯定)
【166】	神戸地判平24・7・31 消費者法ニュース93号73頁 (控訴審)	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
【167】	東京地判平24・8・10 平24(レ)485(控訴審)	本人	和解契約の①利息制限法違反無効(否定)、②錯誤無効(否定)
【168】	東京地判平24・8・20 平22(ワ)19234	本人	和解契約の①利息制限法違反無効(否定)、②対象外(否定)、③錯誤無効(否定)
【169】	東京地判平24・8・20 平23(ワ)23926	本人	和解契約の①利息制限法違反無効(否定)、②錯誤無効(否定)
【170】	東京地判平24・8・23 平23(ワ)35351	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【171】	東京地判平24・8・28 平24(ワ)4631	弁護士	和解契約の対象外(肯定)
【172】	東京地判平24・8・30 平24(ワ)9006	本人	和解契約の錯誤無効(否定)
【173】	東京地判平24・9・5 平23(ワ)23659	本人	和解契約の①不該当・対象外(肯定)、②錯誤無効(判断せず)
【174】	東京地判平24・9・10 平23(レ)1433(控訴審)	本人	和解契約の不成立(判断せず)→不当利得返還請求(時効消滅を理由に否定)

【175】	高松高判平24・9・13 金法1973号120頁(控訴審) 岡田愛「判批」京女法学9号 117頁	本人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【176】	東京地判平24・9・13 平24(ワ)13957	本人	調停合意の錯誤無効(否定)
【177】	東京地判平24・9・14 平23(レ)1766(控訴審)	本人	和解契約の①対象外、②利息制限法・公序良俗違反無効、 ③錯誤無効、④詐欺取消し、⑤信義則違反(①肯定、 ②③④⑤否定)
【178】	福岡高判平24・9・18 判タ1384号207頁・消費者法 ニュース94号49頁(控訴審)	本人	民事調停法17条決定の①対象外(肯定)、②錯誤無効 (肯定)
【179】	東京地判平24・9・20 平24(レ)672・平24(レ)716(控訴 審)	弁護士	和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(否定)、③ 詐欺取消し(否定)
【180】	東京地判平24・9・25 平23(ワ)29472	弁護士	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)、③ 信義則違反(否定)
【181】	東京地判平24・10・5 平24(レ)419(控訴審)	本人	和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(判断せず)
【182】	東京地判平24・10・29 平24(レ)897(控訴審)	本人	和解契約の①不該当・対象外(肯定)、②錯誤無効(肯 定)
【183】	東京地判平24・10・31 平23(ワ)35801	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【184】	東京地判平24・10・31 平24(ワ)6242	本人	・民事調停法17条決定の錯誤無効(否定) ・調停合意の無効(否定) ・和解契約の錯誤無効(否定)
【185】	京都地判平24・11・14 消費者法ニュース95号297頁	本人	和解契約の不該当・対象外(肯定)
【186】	東京地判平24・11・15 平23(ワ)23144	本人	和解契約の①不該当(肯定)、②利息制限法違反無効 (判断せず)、③錯誤無効(判断せず)
【187】	東京地判平24・11・15 平24(ワ)29709	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【188】	東京地判平24・11・16 平23(ワ)42070	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【189】	東京地判平24・11・20 平23(ワ)25822	本人	・和解契約の錯誤無効(否定) ・調停合意の錯誤無効(否定)
【190】	横浜地判平24・11・30 消費者法ニュース95号293頁	本人	和解契約の不成立(肯定)
【191】	東京地判平24・12・4 平23(ワ)34448	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
【192】	東京地判平24・12・19 平23(ワ)27526	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【193】	東京地判平24・12・21 平24(レ)1138(控訴審)	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
【194】	東京地判平24・12・21 平24(レ)1178(控訴審)	本人	和解契約の錯誤無効(否定)
【195】	東京地判平24・12・25 平23(ワ)14773	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(否定)→和解契約の① 対象外(否定)、②利息制限法・公序良俗違反無効(否 定)、③錯誤無効(否定)

【平成25年】			
【196】	東京地判平25・1・9 平24(ワ)2894	本人	和解契約の錯誤無効(否定)
【197】	東京地判平25・1・17 平23(ワ)29251	本人	民事調停法17条決定の①再審事由の存在による無効(否定)、②錯誤無効(否定)
【198】	東京地判平25・1・21 平24(ワ)22194	本人	和解契約の①利息制限法・公序良俗違反無効、②錯誤無効、③詐欺取消し(すべて否定)
【199】	東京地判平25・1・22 平23(ワ)29148	本人	和解契約の錯誤無効(否定)
【200】	東京地判平25・1・23 平24(ワ)14123	本人	和解契約の①錯誤無効(肯定)、②公序良俗違反無効(判断せず)
【201】	堺簡判平25・1・23 消費者法ニュース95号295頁	本人	和解契約の詐欺取消し(肯定)
【202】	東京地判平25・2・21 平24(ワ)11346	弁護士	弁護士への委任契約の錯誤無効(肯定)→和解契約の無権代理(肯定)
【203】	東京地判平25・2・25 平24(ワ)15342	本人	和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(否定)、③詐欺取消し(否定)→不当利得返還請求(時効消滅を理由に一部否定)
【204】	東京地判平25・2・28 金法2040号85頁	本人	調停合意の対象外(肯定)
【205】	東京地判平25・2・28 平24(ワ)28994	本人	和解契約の不存在(肯定)
【206】	東京地判平25・3・8 平24(ワ)18955	本人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)、③消費者契約法4条2項取消し(否定)
【207】	東京地判平25・3・13 平25(ワ)8266	本人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【208】	東京地判平25・3・22 平24(ワ)25515	本人	和解契約の①不該当(互譲要件欠落)(否定)、②錯誤無効(否定)、③詐欺取消し(否定)
【209】	東京地判平25・3・26 平23(ワ)34743	本人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)、③消費者契約法10条違反無効(否定)、④公序良俗違反無効(否定)
【210】	東京地判平25・3・26 平24(ワ)28670	本人	和解契約の①錯誤無効(肯定)、②利息制限法・公序良俗違反無効(判断せず)
【211】	名古屋地判平25・3・28 平24(レ)428(控訴審)	弁護士	和解契約の①対象外(肯定)、②錯誤無効(判断せず)、③利息制限法違反無効(判断せず)
【212】	東京地判平25・4・12 平24(ワ)18105	本人	民事調停法17条決定の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【213】	東京地判平25・5・8 平24(ワ)23966	本人	和解契約の①対象外、②利息制限法・公序良俗違反無効、③錯誤無効、④消費者契約法4条1項1号取消し(すべて否定)
【214】	東京地判平25・5・24 平24(ワ)15207	本人	和解契約の①不該当(否定)、②公序良俗違反無効、③利息制限法違反無効、④消費者契約法10条違反無効、⑤錯誤無効、⑥詐欺取消し(⑤肯定、その他は判断せず)
【215】	東京地判平25・5・28 平24(ワ)31091	本人	民事調停法17条決定の解除(否定)
【216】	小林簡判平25・5・28 消費者法ニュース97号315頁	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
【217】	福岡高宮崎支判平25・5・29 消費者法ニュース97号318頁 (控訴審)	本人	民事調停法17条決定の対象外(肯定)

[218]	東京地判平25・6・3 平24(ワ)33562	本人	和解契約の①錯誤無効(肯定。擬制自白)、②消費者契約法4条1項1号取消し(判断せず)
[219]	東京地判平25・6・4 平24(ワ)35588	本人	和解契約の①利息制限法・公序良俗違反無効、②錯誤無効、③消費者契約法10条違反無効、④消費者契約法4条1項・2項取消し(すべて否定)
[220]	東京地判平25・6・20 平24(ワ)27473	本人	和解契約の①詐欺取消し(否定)、②錯誤無効(否定)
[221]	東京地判平25・6・24 平24(ワ)31208	本人	和解契約の①錯誤無効(肯定)、②利息制限法・公序良俗違反無効(判断せず)
[222]	東京地判平25・6・27 平24(ワ)33341	本人	民事調停法17条決定の①錯誤無効(否定)、②対象外(否定)
[223]	さいたま地判平25・6・28 消費者法ニュース97号313頁	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
[224]	東京地判平25・7・12 平25(レ)228(控訴審)	本人	和解契約の対象外(肯定)
[225]	東京地判平25・7・31 平23(ワ)38487・平24(ワ)7992	本人	和解契約の①不存在(否定)、②錯誤無効(否定)
[226]	東京地判平25・8・19 平25(レ)251(控訴審)	弁護士	和解契約の錯誤無効(否定)
[227]	東京地判平25・8・19 平24(ワ)36927	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
[228]	山口地岩国支判平25・9・9 消費者法ニュース98号243頁	本人	調停合意の錯誤無効(肯定)
[229]	東京地判平25・9・10 平25(ワ)3729	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
[230]	宮崎地判平25・9・11 消費者法ニュース99号263頁	本人	和解契約の不該当(肯定)
[231]	東京地判平25・9・12 平24(ワ)17641	本人	和解契約の①信義則違反・不法行為無効(否定)、②錯誤無効(否定)
[232]	東京地判平25・9・12 平25(ワ)3921	本人	和解契約の①不該当(否定)、②対象外、③錯誤無効(②③肯定)、④消費者契約法4条取消し、⑤利息制限法違反・公序良俗違反無効(④⑤判断せず)
[233]	岐阜地多治見支判平25・9・17 消費者法ニュース98号245頁	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(肯定)
[234]	東京地判平25・9・17 平24(ワ)11968	本人	民事調停法17条決定の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
[235]	東京地判平25・9・18 平24(ワ)32625	司法書士・ 弁護士	民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
[236]	東京地判平25・9・19 平24(ワ)15074	弁護士	・民事調停法17条決定の①錯誤無効(否定)、②対象外(否定) ・和解契約の①錯誤無効(否定)、②消費者契約法4条2項取消し(否定)
[237]	東京地判平25・9・19 平24(ワ)16948・平25(ワ)2986	本人	和解契約の①錯誤無効(肯定)、②消費者契約法4条1項・2項取消し(判断せず)
[238]	東京地判平25・9・20 平24(ワ)24350	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(否定)
[239]	東京地判平25・9・25 平25(レ)549(控訴審)	本人	和解契約の①不該当・対象外(肯定)、②錯誤無効(判断せず)、③詐欺取消し(判断せず)
[240]	東京地判平25・9・26 平24(ワ)36667	本人	和解契約の①利息制限法・公序良俗違反無効(否定)、②錯誤無効(否定)

【241】	東京地判平25・10・8 平24(ワ)27389	本人	和解契約の①不該当(肯定)、②錯誤無効、③公序良俗違反無効(②③判断せず)
【242】	東京地判平25・10・9 平25(ワ)6313	本人	和解契約の①錯誤無効(否定)、②公序良俗違反無効(否定)
【243】	東京地判平25・10・23 平24(ワ)31638	本人	和解契約の錯誤無効(否定)
【244】	水戸地判平25・10・24 平25(レ)67(控訴審)	弁護士	弁護士への委任契約の不存在(肯定)→和解契約の①不該当、②錯誤無効(①②判断せず)
【245】	東京地判平25・10・24 平24(ワ)30271・平25(ワ)7422	本人	和解契約の①錯誤無効(否定)、②利息制限法・公序良俗違反無効(否定)
【246】	東京地判平25・10・25 平24(ワ)15797	本人	民事調停法17条決定の①対象外(否定)、錯誤無効(否定)
【247】	東京地判平25・10・30 平24(ワ)27777	本人	民事調停法17条決定の①対象外(否定)、錯誤無効(否定)
【248】	東京地判平25・10・31 平24(ワ)16948	本人	和解契約の①不成立(否定)、②錯誤無効(肯定)
【249】	東京地判平25・10・31 平24(ワ)35734	本人	和解契約の①利息制限法違反無効、②錯誤無効、③不該当、④消費者契約法4条取消し(すべて否定)
【250】	東京地判平25・11・12 平24(ワ)22105	本人	和解契約の不成立(一部成立・一部不成立)
【251】	大分地判平25・11・19 消費者法ニュース98号250頁	本人	民事調停法17条決定の錯誤無効(肯定)
【252】	東京地判平25・11・20 平24(ワ)25299	本人	和解契約の錯誤無効(肯定)
【253】	東京地判平25・11・20 平24(ワ)36398	本人	和解契約の①不該当、②錯誤無効、③消費者契約法4条1項取消し(すべて否定)
【254】	東京地判平25・11・20 平25(ワ)6958	本人	和解契約の①不該当、②錯誤無効、③利息制限法・公序良俗違反無効(すべて否定)
【255】	浜松簡判平25・11・25 消費者法ニュース99号262頁	本人	和解契約の不成立(肯定)
【256】	東京地判平25・11・26 平25(ワ)7568	本人	和解契約の①不該当(否定)、②対象外(否定)
【257】	東京地判平25・11・28 平25(ワ)146	本人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(肯定)、③消費者契約法4条1項・2項取消し(判断せず)
【258】	名古屋高判平25・11・29 消費者法ニュース99号266頁 (控訴審)	本人	和解契約の不該当(肯定)
【259】	東京地判平25・12・9 平24(ワ)36968	本人	調停合意・民事調停法17条決定の①錯誤無効(否定)、②対象外(否定)
【260】	東京高判平25・12・12 平25(ネ)5408(控訴審)	本人	和解契約の①不成立(肯定)、②錯誤無効(判断せず)
【261】	東京地判平25・12・17 平25(レ)707(控訴審)	本人	和解契約の①錯誤無効(肯定)、②消費者契約法4条1項1号取消し(判断せず)
【262】	東京地判平25・12・19 平25(ワ)9485	本人	和解契約の①対象外(否定)、②錯誤無効(否定)
【263】	東京地判平25・12・26 平24(ワ)15243	弁護士	和解契約の①対象外(一部肯定)、②利息制限法違反無効(否定)、③錯誤無効(否定)